

第1回地域保健対策検討会

議事次第

日時：平成17年1月20日（木）

14:00～16:00

場所：厚生労働省専用第17会議室

○開会　瀬上大臣官房参事官

○挨拶　田中健康局長

○議事

- 1 地域保健の現状について
- 2 今後の地域保健体制のあり方について
- 3 その他

<検討会資料>

- 資料 1 地域保健対策検討会開催要綱
- 資料 2 地域保健関係機関の業務について
- 資料 3 地域保健対策の見直しの必要性
- 資料 4 健康危機への対応の概要
- 資料 5 市町村合併の進捗状況
- 資料 6 保健医療体制関係補助金の交付金化・統合補助金化の概要
- 資料 7 健康増進施策
- 資料 8 制度改革の動き・計画について
- 資料 9 林委員提出資料（公衆衛生の新たな潮流について）
- 資料 10 論点メモ

参考資料1 地域保健法

参考資料2 地域保健法施行令

参考資料3 地域保健対策の推進に関する基本的な指針

参考資料4 地域における健康危機管理について～地域健康危機管理ガイドライン～

参考資料5 地域保健に関する基礎データ

地域保健対策検討会開催要綱

1. 目的

- (1) 地域保健対策の推進については、地域保健法（昭和22年法律第101号）及び同法第4条の規定に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の定めるところにより、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図るための地域保健対策を総合的に推進してきたところである。
- (2) これまで、医療計画の一部として、各都道府県において、任意的記載事項を中心 「地域保健医療計画」を策定してきたところであるが、今般、地域保健対策をさらに推進する観点から、都道府県域における地域保健計画（仮称）の策定を推進し、同計画の位置づけを明確化し、地域保健体制の整備に関する都道府県の役割及び裁量を拡充することとしたため、本検討会において同計画の具体的な策定手続きや評価の在り方について検討する。
- (3) また、社会的状況の変化等に伴い、公衆衛生分野において従来にも増して必要性が大きく認識されるようになってきた施策もある（例：SARSをはじめとした新興・再興感染症その他の原因による健康危機管理事例への的確な対応）。したがって、それらの新たな施策を実施するための体制や関連制度の整備等についても合わせて検討し、今後の地域保健対策のあるべき姿を明らかにする。

2. 検討事項

検討会における主な検討事項は、次のとおりとする。

(1) 地域保健計画（仮称）について

- ① 計画の策定手続
- ② 計画の評価
- ③ その他

(2) 公衆衛生の新たな潮流に即した体制及び制度の整備について

- ① 地域における健康危機管理に関する基本的な考え方
- ② 健康危機管理実施体制
- ③ その他

3. 本検討会の委員は別紙のとおりとする。

4. その他

- (1) 検討会は、健康局長が開催する。
- (2) 検討会には、座長を置くものとする。
- (3) 会議は原則公開とする。
- (4) 検討会の庶務は、厚生労働省健康局総務課地域保健室において行う。
- (5) 本要綱に記載のないものについては別途定めるものとする。

別 紙

地 域 保 健 対 策 檢 討 会 委 員

(敬称略・五十音順)

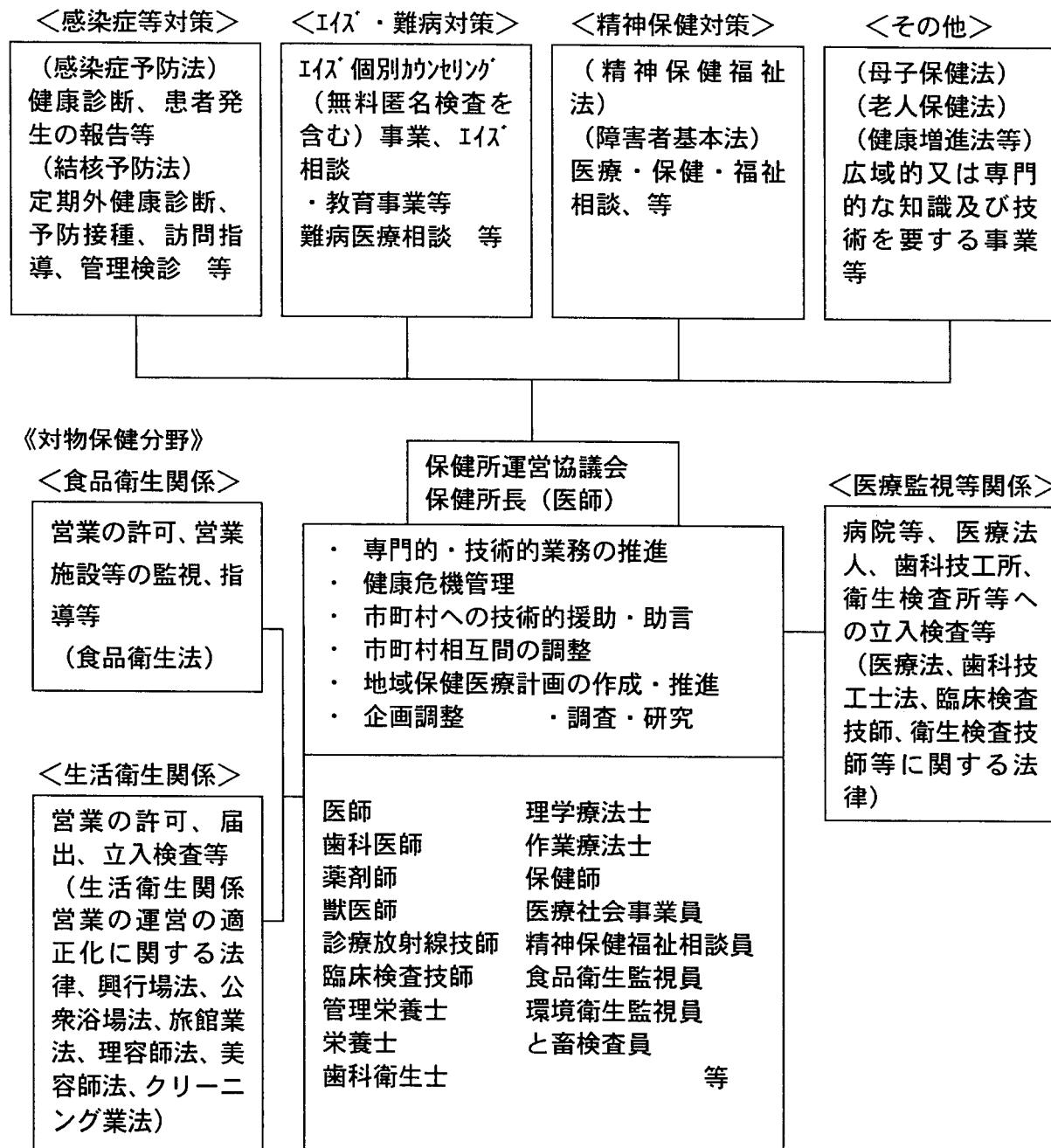
| | | |
|------------|------------|---|
| いなば 稻葉 | かずと 一人 | 科学技術文明研究所特別研究員 |
| いまむら 今村 | ともあき 知明 | 東京大学医学部付属病院企画経営部長 |
| うえむら 植村 | ひさし 尚史 | 早稲田大学人間科学部健康福祉科学科教授 |
| おかべ 岡部 | のぶひこ 信彦 | 国立感染症研究所感染症情報センター長 |
| かわはら 河原 | かずお 和夫 | 東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科 医療政策学講座・政策科学分野教授 |
| さとう 佐藤 | としのぶ 敏信 | 岩手県保健福祉部長 |
| そね 曾根 | ともふみ 智史 | 国立保健医療科学院公衆衛生政策部長 |
| たまがわ 玉川 | じゅん 淳 | 三重大学人文学部社会科学科助教授 |
| つした 津下 | かずよ 一代 | あいち健康の森健康科学総合センター指導課長 |
| なかの 中野 | のりこ 則子 | 兵庫県健康生活部健康増進課長 |
| はやし 林 | けんじ 謙治 | 国立保健医療科学院次長 |
| むらた 村田 | まさこ 昌子 | 茨城県保健福祉部子ども家庭課少子化対策室長 |
| やまもと 山本 | みやこ 都 | 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部第三室長 |

地域保健関係機関の業務について

保健所の業務

保健所は、対人保健サービスのうち、広域的に行うべきサービス、専門的技術を要するサービス及び多種の保健医療職種によるチームワークを要するサービス並びに対物保健等を実施する第一線の総合的な保健衛生行政機関である。また、市町村が行う保健サービスに対し、必要な技術的援助を行う。

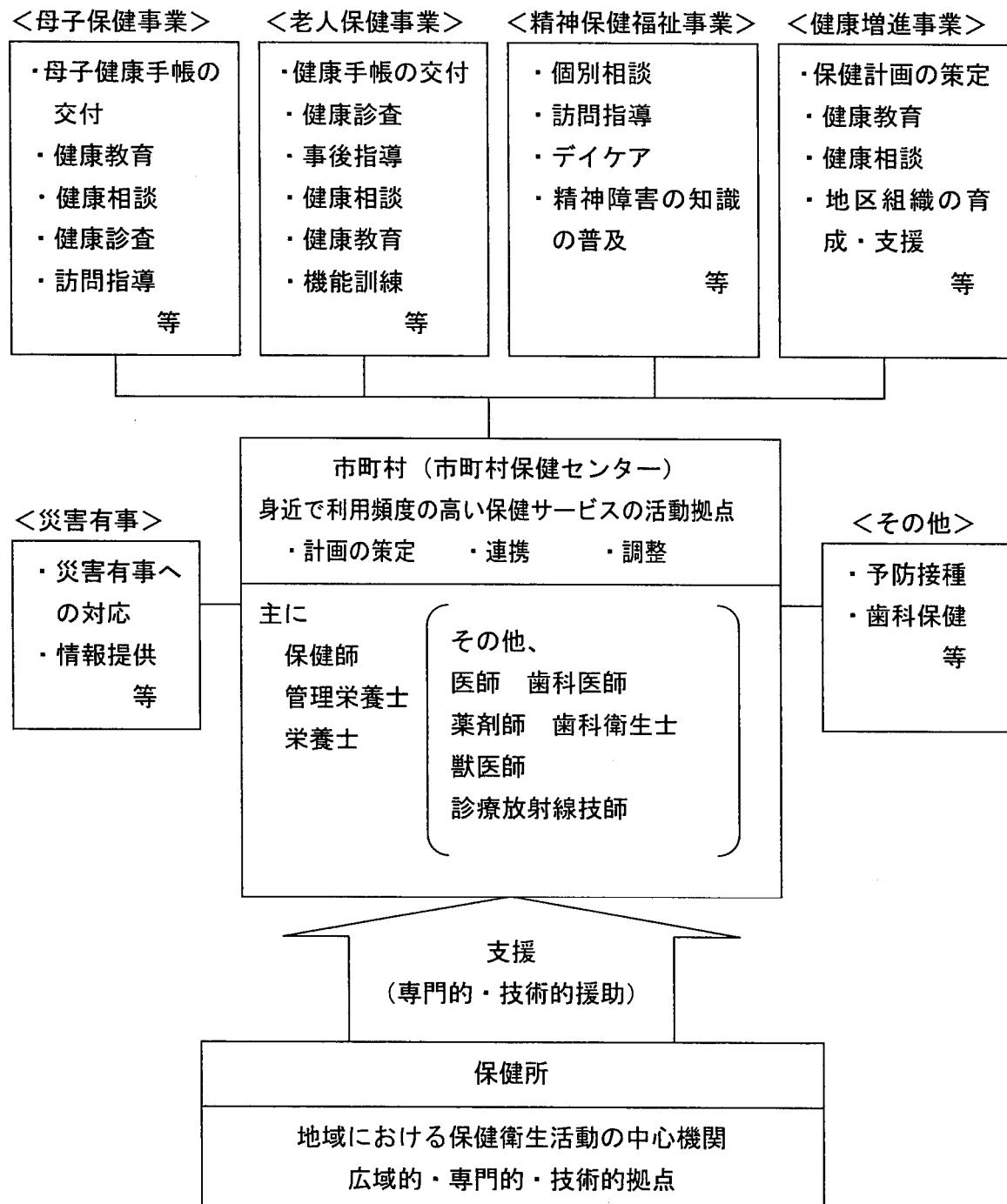
《対人保健分野》



なお、政令市等の設置する保健所については、老人保健法に基づく健康診査、健康教育等や母子保健法に基づく乳幼児健診等を、これらの業務に加え行っているところもある。

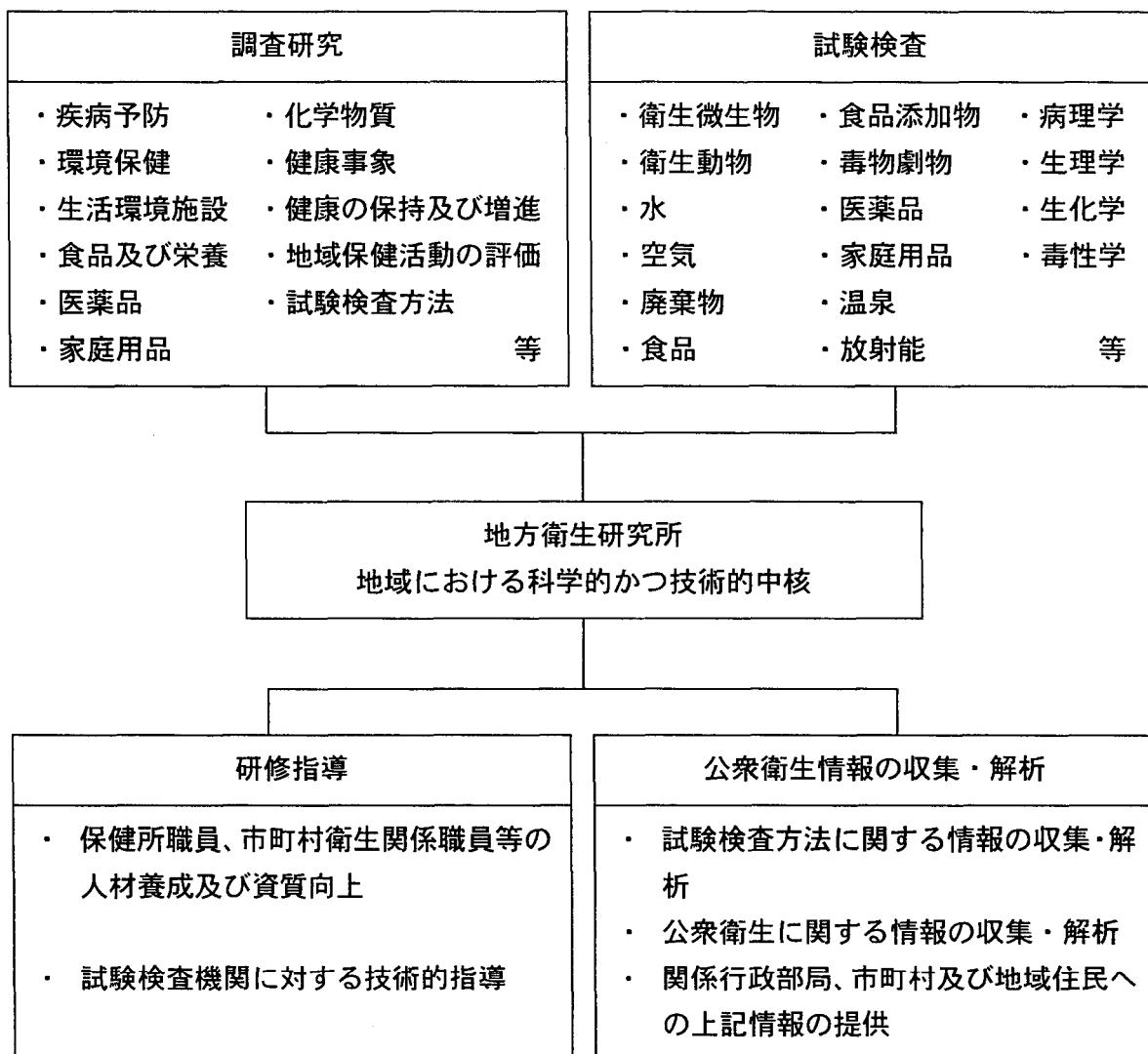
市町村（市町村保健センター）の業務

市町村は母子保健事業、老人保健事業、健康増進、予防接種等の地域住民に密着した総合的な対人保健サービスを実施することとされている。また、身近で利用頻度の高い保健サービスが一元的に提供されること踏まえ、保健活動の拠点として市町村保健センターの整備を推進している。市町村は、医療、福祉との連携を図り、総合的な機能を備える役割を担っている。



地方衛生研究所の業務

都道府県又は指定都市における科学的かつ技術的中核として、関係行政部局、保健所等との緊密な連携の下、専門性を活用した地域保健に関する総合的な調査及び研究を行う。



地域保健対策の見直しの必要性

社会的状況や 環境の変化

①多発化・多様化する 健康危機への対応

- ・阪神・淡路大震災
- ・SARS等の感染症
- ・NBCテロ、有事対応
- ・医療事故 等

②地方分権の進展

- ・平成の市町村大合併
- ・三位一体の改革

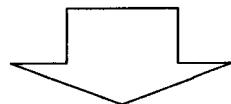
③民間活動の充実

- ・民間保健医療サービス
の発展
- ・NPO法人等ボランティ
ア活動の活発化

生命・健康の安全・安心の確保

従来の地域保健対策

- ・地域保健法及び地域保健の推進に関する
基本的な指針
- ・医療計画の一部として、任意的記載事項を
中心とした地域保健医療計画



基本的考え方

- ・公衆衛生の新たな潮流に即した体制及び制
度の整備
 - ①健康危機への適切な対応と役割分担
 - ②生涯を通じた生活習慣病対策

主な検討事項

- ・今後の地域保健計画(仮称)のあり方
- ・健康危機への対応体制の強化・充実 等

制度改革等の動き

公衆衛生の新たな潮流

世界公衆衛生研究所長会議 (ヘルシンキ2004)

- ・平時は生活習慣病対策
 - ・有事は感染症対策等の健康
危機管理対応
- The Future of the Public's Health
in the 21st Century
- ・テロ対策等の必要性

(米国 National Academy of
Sciences 2002)

健康危機管理

- ・結核・感染症対策
- ・食品安全
- ・医療安全
- ・児童・高齢者虐待防止対策
- ・精神保健福祉改革
- ・国民保護法制 等

健康増進施策

- ・健康フロンティア戦略
- ・健康日本21・健やか親子21
- ・老人保健事業の見直し 等

制度改革

- ・医療制度改革
- ・介護保険制度改革 等